

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

目 次

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）・・・ 1

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）・・・ 1

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2（略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4・5（略）

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
 - 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
 - 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
 - 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
- 7（略）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 別表第一の表二の第二の(8)の2の項、3の項及び6の項、(9)の1の項、(10)の1の項、(13)の2の項、(15)の2の項、(16)、(20)の1の項、(21)の1

子の項、(25)、(31)、(32)、(33)、(41)の6の項及び11の項、(44)の1の項及び3の項、(47)、(48)、(51)の2の項、(55)並びに(56)の2の項に掲げる種の種

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第七条関係）

表一 （略）

表二

項	種名
第一 動物界	
	(略)
四 両生綱	
	(略)
ロ 有尾目	
(1) さんしょうお科	
1	<i>Hynobius abei</i> (アベサンショウウオ)
2	<i>Hynobius amakusaensis</i> (アマクササンショウウオ)
3	<i>Hynobius osumiensis</i> (オオスミサンショウウオ)
4	<i>Hynobius shinichisatoi</i> (ソボサンショウウオ)
5	<i>Hynobius tokyoensis</i> (トウキョウサンショウウオ)
6	<i>Hynobius tosashimizuensis</i> (トサシミズサンショウウオ)
7	<i>Onychodactylus tsukubaensis</i> (ツクバハコネサンショウウオ)
	(2) (略)
	(略)
六 昆虫綱	
七 腹足綱	
八 (略)	
第二 植物界	
	(略)
(8) きく科	
	(略)
4	<i>Crepidiastrum lanceolatum</i> var. <i>daitoense</i> (ダイトウワダン)
5	<i>Saussurea japonica</i> (ヒナヒゴタイ)
	(略)
(10) かやつりぐさ科	
1	<i>Isolepis crassiuscula</i> (ビヤッコイ)
2	(略)
	(略)

(33) いね科	
1	<i>Piptatherum kuoi</i> (イネガヤ)
(略)	

別表第四 特定第二種国内希少野生動植物種（第一条関係）

項	種	名
第一 動物界		
一 両生綱		
イ 有尾目		
(1) さんしょううお科		
1	<i>Hynobius tokyoensis</i> (トウキョウサンショウウオ)	
(略)		
三 昆虫綱		
(略)		